

西郷村告示第50号

平成26年第2回西郷村議会臨時会を、下記のとおり招集する。

平成26年8月4日

西郷村長 佐藤正博

記

1. 期 日 平成26年8月11日
2. 場 所 西郷村議会議事堂
3. 付議事件
議案第62号 除染対策事業平成26・27年度債務負担行為
北部地区仮置場造成工事（第1工区）請負契約
について

応 招 不 応 招 議 員

・ 応招議員（17名）

1 番 佐藤厚潮君	2 番 真船正晃君	3 番 南館かつえ君
4 番 藤田節夫君	5 番 金田裕二君	6 番 仁平喜代治君
7 番 秋山和男君	8 番 欠 員	9 番 小林重夫君
10 番 白岩征治君	11 番 矢吹利夫君	12 番 上田秀人君
13 番 高木信嘉君	14 番 後藤 功君	15 番 佐藤富男君
16 番 室井清男君	17 番 大石雪雄君	18 番 鈴木宏始君

・ 不応招議員（なし）

平成26年第2回西郷村議会臨時会

議事日程（1号）

平成26年8月11日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第62号 除染対策事業平成26・27年度債務負担行為北部地区仮置場造成工事（第1工区）請負契約について

・出席議員（17名）

1番	佐藤厚潮君	2番	真船正晃君	3番	南館かつえ君
4番	藤田節夫君	5番	金田裕二君	6番	仁平喜代治君
7番	秋山和男君	8番	欠員	9番	小林重夫君
10番	白岩征治君	11番	矢吹利夫君	12番	上田秀人君
13番	高木信嘉君	14番	後藤功君	15番	佐藤富男君
16番	室井清男君	17番	大石雪雄君	18番	鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
参事兼 総務課長	山崎昇君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
参事兼 企画財政課長	須藤清一君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	主幹兼 次長兼 議事係長 兼監査委員 書記	藤田哲夫
庶務係長	相川佐江子		

◎開会と開議の宣告

- 議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回西郷村議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（鈴木宏始君） 地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に対しあらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、総務課長及び各担当課長が出席をしております。
それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木宏始君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に5番金田裕二君、6番仁平喜代治君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第62号）

- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3、議案第62号を議題といたします。

◎提案理由の説明

- 議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明を求めます。
村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） 平成26年第2回西郷村議会臨時会の開催に当たりまして、提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

本日提案をいたしますのは、議案第62号「除染対策事業平成26・27年度債務負担行為北部地区仮置場造成工事（第1工区）請負契約について」の議案1件でございます。

本議案は、平成26年7月31日、指名競争入札に付した当該工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木宏始君） 提出議案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第62号に対する細部説明を求めます。放射能対策課長。

（放射能対策課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 以上で細部説明が終わりました。

◎議案第62号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 引き続き、本議案に対する質疑を許します。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。議案第62号に対する質疑をいたします。

ただいま提案理由の説明を受けたんですが、先ごろ、去る7月にこの除染業務の工事に対して、村内村外の方から告発状が出されております。私もそのことについて、インターネットとかいろいろそういう情報を拝見したんですが、その中でいろいろ、今回のこの除染業務については法律に違反しているんじゃないかと、そういうことで告発状がなされたと。

今回この議案が、その告発された、この契約の相手方が告発されていますね。今回そういう状況であるにもかかわらず、私は検察のほうに告発状を出して受理されたとかそういう結果はわからないんですが、しかし、それが仮に受理されたという場合、捜査機関はそれなりにいろいろその疑義について調べると思うんです。その中で、そういうことがある状況の中で、今回その訴えられた企業が契約すると。

私は普通は、法律上これは問題ないのかもしれないんですが、発注する側もそういう、いや絶対そういうことは、疑われるようなことはないんだと。しかしながら、そういう今問題になっているということについては、やはりそれなりの慎重に、その辺は、その会社だけが業者じゃないんですから、そういう疑念を持たれた会社は一応やっぱりご遠慮して、そういうあれがあってもしかるべきではないかこのように思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 告発は新聞に出ましたね。私も、いろいろ今調べております。私はとんでもない話だというふうに思っております。ですから、仕事は粛々とやるという中において、今の仕事をやるということでもあります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ただいま村長からとんでもないことだと、そういう明確な意思を表現されましたが、これは捜査機関が今後もし受理して捜査に着手するとなれば、その結果として後々これは明白になると思います。そういうことで今、ただいまの村長の今時点では問題ないんだと、あくまでも粛々と仕事を進めるということでもあります。そういう答えが出れば、私はそれ以上申し上げても仕方がないです。

しかしながら、私としてはこういうやはり重大な、私が村内のいろんな皆さんに、やはりそういう疑惑とかそういう問題があったときは、やっぱり徹底的にその真相を解明して、やはり村民に納得のいくそういうことをしてもらいたいと、こういうことであります。私も全く同感でありますので、私といたしましてはもっと慎重にやって

しかるべきであると、このように思います。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第62号「除染対策事業平成26・27年度債務負担行為北部地区仮置場造成工事（第1工区）請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上をもちまして、平成26年第2回西郷村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時13分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年8月11日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

署名議員 金 田 裕 二

署名議員 仁 平 喜代治